



山吹議員

Q 災害対応について

(町の防災への意識・対応、
軽自動車の消防ポンプ積載車の配備)

- 4 住民の防災意識高揚に努める
積載車は消防署等と協議し検討する (立花民生部長)

Q 町の防災への意識及び対応について伺う。
また、町内には狭い道路も多いため、役場に軽自動車の消防ポンプ積載車を配備してはどうか。

A 日ごろからの住民全体の防災意識の向上と地域防災力の強化が大事。4月に配布した総合ハザードマップも防災意識向上の一環である。地域防災力を高めるため、平成21年度から自主防災組織の立ち上げについて各自治会長に依頼し、防災リーダー研修にも参加いただいている。
今後も、住民の防災意識高揚のための啓発や訓練など、機会の提供を積極的に行うように考えている。
また、住民の生命、財産、身体を守るといふ観点から、軽自動車の消防ポンプ積載車の配備については、安芸消防署及び消防団とも協議し検討したい。

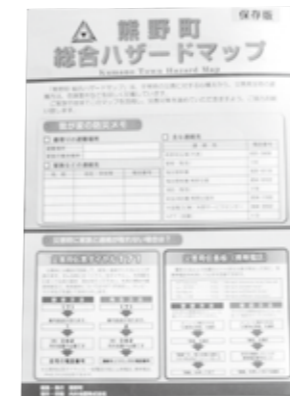
民法議員

Q ハザードマップについて

- 4 指定の避難場所に避難できるよう日ごろから確認して欲しい (沖田生活環境課長)

Q 災害発生時の避難方法、避難所等について。また、備蓄物資はどうか。また、町内危険箇所の今後の整備計画は。

A 災害によって避難場所・方法が変わることも想定される。町の指示する避難経路等により、指定の避難場所に避難できるよう、日ごろから確認して欲しい。
避難所については、町の救護班及び社協の防災ボランティア等が実施するが、緊急で町の対応が遅れる場合、地域の自主防災組織による活動が必要不可欠。万が一の場合、全町を挙げての対応が必要であり、住民の皆さんにも理解、協力をお願いしたい。備蓄関係は、県の備蓄計画を準用し、毎年計画的に補充している。危険箇所の整備については、それぞれの緊急度を考慮し、順次整備をしようと考えている。



▲今年配布した総合ハザードマップ



南田議員

Q 受迫溜池の今迄の取り扱いが適正にされているか

- 4 関係者の要望があれば防災上の観点等を踏まえ適正かつ柔軟に対応していきたい (三村町長)

Q 前回の議会で、補償問題の判決結果を出し、さらに慣行で村議会の決議が終わり、登記も終わって町には関係がないという答弁があったが、はき違いがある。言われた補償内容は、池の管理問題で、所有権の問題とは言いがたい。
錯誤として民法第95条により、町に更正する登記ができる。町に変更し、現在の議会において結論を出すのが、行政として正当な取り扱いと思うが。

A 町に受迫溜池の所有権はなく、受迫という名義がある以上、それを尊重するという基本的な考えは変わっていない。
しかし、ため池の利用の形態、あるいは管理の状況がそれぞれ異なっている。関係者の方々から要望があれば、防災上の観点等を踏まえた上で十分協議し、適正かつ柔軟に対応していきたいと考えている。

南田議員

Q 保安林開発について

(安全対策など)

- 4 災害に強い工法で工事実施できると考えている (三村町長)



▲環境センターから見た造成予定地

Q 造成予定地の谷で、目につくのは土地の南側。高さ約100m、勾配は25度以上。また、現在の県道から、造成予定地までの深さが20m余り。反対側は、造成予定地から高さ約34mの山がある。それだけの急勾配を抱え、その下に宅地がある。集中豪雨が降ったら流れる可能性は高いと思われる。また、町にはその土地を売った者への補償が残ると思う。
損をしてつくり、何十年にわたって管理責任を持つような工事は、やめていただきたい。

A 現地は急傾斜のため、災害も心配されると思う。そのため、安全性については、国、県とも十分な協議を行っており、より安全性の高い、災害に強い工法で工事実施できるものと考えている。